

大分県が目指す社会

教育・保健・福祉・労働関係部局と連携し、誕生してからいつでも「相談支援ファイル」等を通じて様々な支援を要請できる仕組みをつくり、保健・福祉部局(就学前)と教育機関(就学時)、労働関係部局(就学後)を経て、障がいを自己理解し、自ら合理的配慮を要請(就労後も)できる能力を教育機関が育成し、全ての人々が自分らしく生きることを目指します。

「相談支援ファイル」をお持ちですか？

障がいの「社会モデル」が意味すること

世界保健機構(WHO)が国際生活機能分類(ICF)を採択し、国連が「障害者の権利に関する条約」を採択し、日本国がその条約に批准したことで、「障がい」は本人の特性を不利益にするような社会の在り方から生まれるものと考えられるようになりました。



「ICF大分モデルで検討する合理的配慮」大分県教育庁特別支援教育課
「<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/2000492.html>」

障がいのある幼児児童生徒の範囲

法が対象とする障がい者は、診断書や障害者手帳等の有無は判断基準ではなく、難病に起因する障がい、高次脳機能障がいも含まれます。
(障害者基本法第2条第1号より)

障がいを認識する視点

学校・家庭・地域での生活全般の行動の特徴を観察し、その行動が子どもにとって、どのような意味や価値があるかを考えます。

- (例) ○子どもの困りの場面の現れ方を把握する。
「どのような状況で?」
「どのようなきっかけで?」
「どんな反応で?」
○その後の子どもの行動の結果を評価する。
・周囲の人や環境は、
「どのように対応?」「どのように変化?」
・その行動により、
「何を得ているのか?」「何から逃れているのか?」

継続的、対話的に協議できる場の設定

本人の状態・生活する環境により必要な配慮も変化しますので、学校等や関係機関が主催する協議の場を定期的に継続する必要があります。

個別の教育支援計画・個別の指導計画による引き継ぎ

教員が共通した指導をしたり、支援可能な関係機関の情報を共有したりするための資料となり、保育所、幼稚園(認定こども園含む)、小中学校、高等学校間で、情報を引き継ぐことが可能になります。

【公立学校で、合理的配慮の提供が義務に!】 (私立学校は努力義務)

①物理的な環境調整



姿勢の保持が困難な場合に、「すべり止め用シート」を使用する。

②意思疎通の配慮



音声情報を受け取りにくい場合に、「シンボルマーク」で伝える。

③ルール、慣行の柔軟な変更



文章を書くときに手がかりが必要な場合に、関連する写真を「タブレット型端末」で操作しながら書く。

*合理的配慮に関する相談は、幼稚園・認定こども園、小中高等学校の「特別支援教育コーディネーター」に!

「インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)」
国立特別支援教育総合研究所「inclusive.nise.go.jp」



大分県立高等学校での合理的配慮

- ①高等学校入学者選抜試験の際も、
・合理的配慮の申請によって、不利益が生じることはありません。
- ②高等学校入学後の学校生活も、
・提供可能な合理的配慮を各高等学校のホームページに公開中

高校に、
進学するときも?



「大分県公立高等学校における合理的配慮の提供」大分県教育庁高校教育課
「<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/2001363.html>」



民間事業所での合理的配慮

- ①雇用の分野での障がい者差別が禁止されました。
- ②雇用の分野での合理的配慮の提供が義務づけられました。
- ③相談体制の整備が義務づけられ、苦情処理、紛争解決の援助が努力義務です。

就職するときは、
ハローワークが
相談窓口!

「雇用分野での障害者差別禁止、合理的配慮の提供義務化について」大分労働局
「http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/oshirase/270902shougaishasabetsukinshi.html」



このマークは、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの人に見やすいカラーユニバーサルデザインに配慮して作られた印刷物、製品等に表示できるマークです。

障がいのあるお子様の 学びを進めるために!

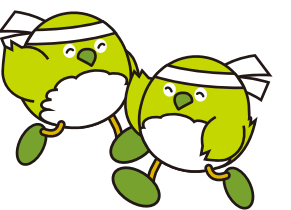
~将来、自分らしく生きる力を育むために~

必要な
支援を受けながら

自分の意思で
選択し



自分の人生を、自分らしく
生きることができる大分県



平成30年1月
大分県教育庁特別支援教育課

【生涯にわたる継続支援のための用語解説】

学校関係	解説
個別の教育支援計画	●学校が保護者の同意を得て、進学先や就労先での支援充実のために作成する。 ●障がいの状態、必要な支援内容、本人・保護者の意向や将来の希望、学校での指導や支援内容(合理的配慮を含む)、関係機関の支援内容等を記述し、個別の指導計画に生かす。
個別の指導計画	●学校が、きめ細やかに指導するために作成するもので、校内での共通指導を促す。 ●教育課程を具体化し、障がいに応じた指導目標・内容、指導方法(合理的配慮を含む)を明確にする。 ●保護者の了解で、進学先等に写しを送付すると外部引き継ぎ資料になる。
就学奨励費	●障がいのある子どもが居住する市町村に申請することで支給される。 ●小中学校等や特別支援学校を通じて申請する。
保健・福祉関係	解説
母子健康手帳	●妊娠から出産や子どもの発育・発達の状態、健診や予防接種などを記録しておく手帳
個別の支援計画	●福祉施設等が作成し、保護者が保管 ●教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力し、生涯にわたる継続的な支援体制を記録したもの(このうち、学校等が作成したものが個別の教育支援計画)
相談支援ファイル	●保護者が原則作成、保管(学校が保管する地域もあり) ●学校や市町村教育委員会、市町村の保健師等が窓口で、作成をサポートする。 ●各市町村毎に名称・様式は異なりますが以下の機能がある。 ・障がいに関する様々な情報の管理(必要な情報を選択して提供) ・進学先や就職時の引き継ぎ資料(学校作成の個別の指導計画等の貼付) ・年金などサービス受給時の根拠資料の保管
一般就労	●民間事業所への就職のこと(ここでは自営業や農業従事も含む。)
福祉的就労	●事業所に雇用されることが困難な方を対象に、就労機会や生産活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行う。(有給型と非雇用型がある)
障がい者手帳	●障がいの種類や受けるサービスによって、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳があり、申請窓口は各市町村の福祉担当課となる。
福祉型児童発達支援センター	●日常生活の基本的な動作の指導や、知識技能、集団生活への適応訓練等を行う。(県内13施設 H29.11現在)
児童発達支援事業所	●主として未就学の障がいのある子どもを対象に、療育を行う。(県内31事業所 H29.11現在)
放課後等デイサービス事業所	●主として就学期の障がいのある18歳未満の子どもを対象に、生活能力向上のための訓練等を行う。(県内106事業所 H29.11現在)
障害者就業・生活支援センター	●障がいのある、就職を希望する方や離職のおそれのある方を対象に、職場実習あっせんや、日常生活・社会生活上の相談支援を行い、職業生活における自立をサポートする。(県内6施設 H29.11現在)

【各市町村の相談支援ファイル(各市町村の教育委員会・保健担当課等が窓口)】

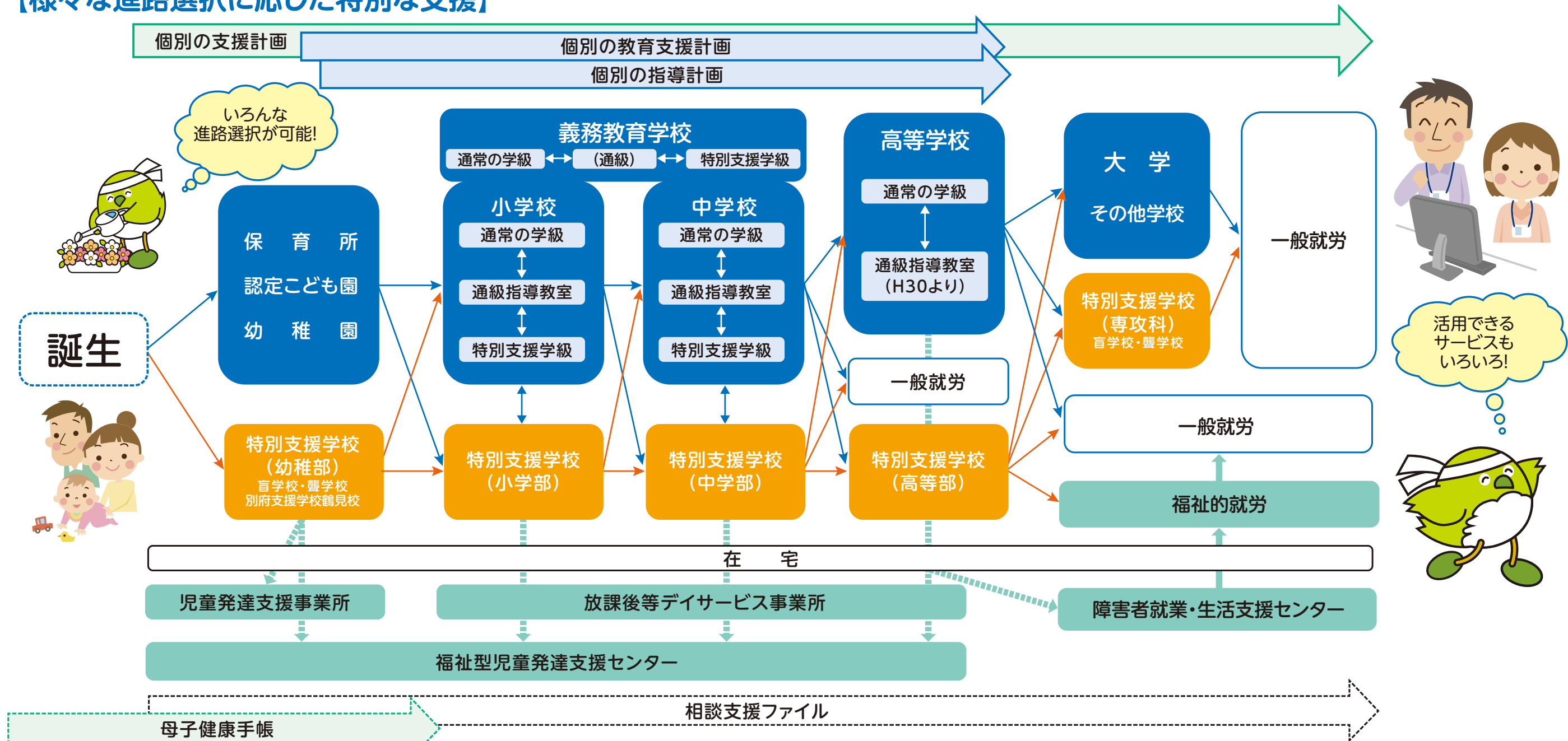
中津市(あすなろ)、宇佐市(あしあとファイル)、豊後高田市(もくれん)、国東市(かけ橋)、杵築市(なごみ)、日出町(話・和・輪)、別府市(ゆけむりん)、大分市(つながりファイル)、臼杵市(臼杵っこ支援ファイル)、津久見市(津久見市相談支援ファイル)、由布市(スクラム)、佐伯市(さすな)、竹田市(ぼこ・あ・ぼこ)、豊後大野市(そだちのファイル)、日田市(日田っ子ファイル)、玖珠町(くすまち支援ファイル)、九重町(ここのえ「夢」ファイル)



「障がい者福祉のしおり」大分県障害福祉課
「www.pref.oita.jp/site/shiori/」



【様々な進路選択に応じた特別な支援】



	通常の学級	通級指導教室	特別支援学級	特別支援学校
全ての学級に、特別な支援を必要とする子どもが在籍する可能性がある前提で、全教職員が特別支援教育の目的や意義を理解し、必要な支援を提供することが規定されている。	●	●	●	●
「通常の学級」に在籍している、障がいのある子どもに対して、大部分の授業を「通常の学級」で受けながら、障がいによる学習や生活上の困難を改善・克服するための特別の指導を行うため、通級により指導する場。高等学校は平成30年度から開始される。	●	●	●	●
障がいの状態等に応じた適切な配慮の下に、学習や生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための「自立活動」や、各教科の目標・内容を下学年に替えたり、知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりなどの指導が行われる少人数の単一障がいの学級。	●	●	●	●
障がいの状態等に応じた適切な配慮の下に指導が行われる少人数の単一障がい及び重複障がいの子どもの教育を行う学校。知的障がい特別支援学校では、各教科の目標・内容が実社会や実生活に関連して示されている。	●	●	●	●

(教育の場)	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	言語障がい	自閉症・情緒障がい	LD, ADHD等の発達障がい
通常の学級	●	●	●	●	●	●	●	●
通級による指導	●	●	—	●	●	●	●	●
特別支援学級	●	●	●	●	●	●	●	—
特別支援学校	●	●	●	●	●	—	—	—

* 自立活動や知的障がい特別支援学校の指導内容については、「特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き(改訂版)p.14~21」大分県教育委員会「http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/2001783.html」を参照

